

釜石市空き店舗対策事業補助金交付要綱

令和7年10月1日

告示第162号

(目的)

第1条 市内における空き店舗等の解消及び地域経済の活性化に資するため、空き店舗等を活用する事業者が行う店舗改装等(以下「補助事業」という。)に要する経費に対し、予算の範囲内で釜石市補助金交付規則(昭和50年釜石市規則第44号)、釜石市補助金交付要領(平成19年釜石市告示第79号。以下「交付要領」という。)及びこの要綱により、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き店舗等 従前において店舗、事業所又は住居等として使用されていた物件であって、補助金交付申請日時点において所有者と第三者(補助事業者を除く。)との間において賃貸借、使用貸借その他の当該物件に係る使用についての権利義務関係がなく、かつ、1月以上使用されていないものをいう。ただし、市その他行政機関が所有する物件を除く。
- (2) 事業者 空き店舗等を活用して行う事業(以下「空き店舗活用事業」という。)が、日本標準産業分類(令和5年総務省告示第256号)に定める産業分類のうち、別表に掲げるもののいずれかに該当するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる事業者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、市長が特に認める者は、この限りでない。

- (1) 市内の空き店舗等を賃借し、若しくは購入し、当該空き店舗等を活用して新たに事業を行おうとする者又は既に市内で営業している者であって、現在の店舗等での営業を継続しながら市内の空き店舗等を賃借し、若しくは購入の上、活用しようとするものであること。
- (2) 補助金交付申請日時点において、国、県、市その他の機関の本補助事業に係る支援金又は補助金等の交付を受けていないこと。ただし、国、県、市その他の機関の補助事業等と交付対象経費が明確に区分できる場合は、この限りでない。
- (3) 空き店舗等の所有者と生計を一にする者又は2親等以内の血族及び姻族に該当する者でないこと。
- (4) 納期が到来した市税を完納していること。
- (5) 空き店舗活用事業が許認可を必要とする事業である場合においては、既にその許認可を受け、又は許認可を受ける見込みであること。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者でないこと。
- (7) 釜石市暴力団排除条例(平成27年釜石市条例第37号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員でないこと。

(交付対象経費及び補助金額)

第4条 補助事業の内容、交付対象経費、補助率及び補助限度額は、次の表のとおりとする。

内容	交付対象経費	補助率及び補助限度額
空き店舗活用事業の開始に要する店舗の改装又は改修(以下「店舗改装等」という。)	店舗改装等に係る経費(内装工事、外装工事、空調設備工事、給排水設備工事、サイン工事若しくは電気・照明設備工事に要する経費又は建物と一体となって機能する設備の設置に要する経費(商品陳列棚、店舗看板等で改装工事により建物に固定されるものを含む。)に限る。)。ただし、消費税額及び地方消費税額を除く。	1店舗当たり交付対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満の端数は、切り捨てる。)とし、空き店舗等の面積が100㎡未満の場合は50万円を、100㎡以上の場合には100万円をそれぞれ限度額とする。

(交付申請等)

第5条 補助金の交付申請の期限は、令和8年1月31日とする。

2 交付要領第3条第1項第5号に規定するその他要綱で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 店舗改装等に係る費用の見積書及び図面等の写し
- (2) 補助事業を実施しようとする物件が空き店舗等であることを当該空き店舗等の所有者が証明する書類
- (3) 空き店舗等の位置図
- (4) 店舗改装等施工前の現場写真
- (5) 空き店舗等の所有者と既に当該空き店舗等に係る賃貸借又は売買に係る契約を締結している場合においては、当該契約書の写し
- (6) 企画書、事業計画書等の空き店舗活用事業の概要が分かる書類
- (7) 法人の登記事項証明書又は住民票の写し
- (8) 個人で既に事業を行っている者にあつては、個人事業の開業届出書、確定申告書等の現に事業を行っていることが分かる書類の写し
- (9) 市税に係る納税証明書又は市税に係る滞納がないことを確認できる証明書等
- (10) 空き店舗活用事業に必要な許認可を受けている場合においては、当該許可書等の写し
- (11) 国、県、市その他の機関の本補助事業に係る支援金又は補助金等の交付を受けている場合においては、交付対象経費を確認できる書類
- (12) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第6条 交付要領第6条第1項の規定により要綱で定める交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 空き店舗活用事業を、補助金交付決定日から起算して3年以上継続して実施すること。
- (2) 補助金交付決定日から起算して3年を経過する日までの間、毎年、決算書、確定申告書等を市長に提出し、空き店舗活用事業の実施状況を報告すること。
- (3) 補助事業により改装した店舗及び設置した設備は、事業完了後も善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用又は運営を図らなければならないこと。

(届出事項)

第7条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称を変更したとき。
- (2) 代表者を変更したとき。

(完了期限等)

第8条 補助事業の完了及び補助金請求書等の提出期限は、令和8年3月31日とする。

2 交付要領第10条第5号に規定する其他要綱で定める書類は、次のとおりとする。

(1) 交付対象経費に係る領収書等の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

(財産の処分の制限)

第9条 交付要領第14条の規定により要綱で定める財産の処分の制限をする期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間とする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、令和7年10月1日から施行する。

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第2条関係)

分類番号	分類項目名
39	情報サービス業
40	インターネット附随サービス業
41	映像・音声・文字情報制作業
56	各種商品小売業
57	織物・衣服・身の回り品小売業
58	飲食料品小売業
59	機械器具小売業
60	その他の小売業
704	自動車賃貸業
705	スポーツ・娯楽用品賃貸業
709	その他の物品賃貸業
726	デザイン業
727	著述・芸術家業
73	広告業
7421	建築設計業
746	写真業
75	宿泊業
76	飲食店
77	持ち帰り・配達飲食サービス業
78	洗濯・理容・美容・浴場業
80	娯楽業
823	学習塾
824	教養・技能教授業